



国連世界観光機関 (UNWTO) 駐日事務所

観光客の法的保護拡大に関する新たな国際基準

2020年11月2日付 UNWTO 本部発表の和訳です。

原文はこちらから：<https://www.unwto.org/news>

国連世界観光機関 (UNWTO) が進めている新たな計画の下で、観光客は消費者として、より大きな法的保護が受けられるようになります。観光客の**信頼を回復することは観光セクターの重要課題**であることから、UNWTO がこれまでに約 100 の加盟国の支援を得て策定を進めてきた観光客の保護に関する国際基準により、非常事態の影響を受けた観光客が利用できる支援は、世界全体でより明確で一貫性のあるものになります。

観光客の保護に関する国際基準策定委員会の第 1 回会合には、**92 の UNWTO 加盟国**が積極的に参加しました。各国は、**共通性のある調和のとれた枠組み**を通して観光客の信頼を回復する具体的な行動計画を共同で採択しました。今後数週間のうちに、国際機関、EU(欧州連合)は民間の利害関係者とともに、新型コロナウイルス感染症後の世界におけるすべての観光の利害関係者間での、より公平かつ均衡のとれた責任の分担を達成するために、この前例のない構想に参加することが求められるでしょう。

有事における観光客への支援

この会合に先立ち、UNWTO は観光客の保護に関する国際基準の基礎となる「**非常事態における国際観光客への支援に関する提案**」を発表しました。

World Tourism Organization (UNWTO) Regional Support Office for Asia and the Pacific
- A Specialized Agency of the United Nations

Silkia Nara 2F, Sanjo-honmachi, Nara, 630-8122, Japan Tel: +81(742)30-3880 Fax: +81(742)30-3883 Email: info@unwto-ap.org

Please recycle



これらの提案は、加盟国を対象としており、非常事態における観光客への責務が、以下の内容を観光のバリューチェーン（価値連鎖）全体に確実に行きわたるようにするために考案されています：

- 不測の事態への対応策と調整手順の作成、及び非常時における観光客への支援に向けた観光の利害関係者の訓練により、起こりうる混乱を防止
- 観光客へのリアルタイムな情報発信
- 政府と観光関連事業者間の垣根を越えた連携への取組
- 政府と観光関連事業者・宿泊施設事業者間の緊密な連携の促進
- 観光客の効果的な本国送還に関する取組

UNWTO のズラブ・ポロリカシュヴィリ事務局長は、「観光再開に取り組む上で、不確実性と旅行への信頼の欠如が最大の課題の一つとなっています。観光客の保護に関する国際基準は、画期的な一歩となるでしょう。観光客に対して最低限の消費者保護基準を確立することは、人々が国際旅行に対しより安全性や信頼感を感じる一助となります。そして、このパンデミックによって引き起こされた混乱を管理する責務が、確実に私たちのセクター全体で公平に共有されることにもなるでしょう」と述べました。

観光客の保護に関する国際基準の策定についての進捗報告書が、次回の UNWTO 総会（2021 年末、モロッコ・マラケシュ）で発表され、加盟国の承認を得る予定です。

関連リンク：

[UNWTO 代表団がブリュッセルを訪問し、欧州の関連機関首脳と会談](#)

[安全で持続可能な回復のための支援と調整の強化](#)

[非常事態における国際観光客への援助勧告](#)

World Tourism Organization (UNWTO) Regional Support Office for Asia and the Pacific
- A Specialized Agency of the United Nations

Silkia Nara 2F, Sanjo-honmachi, Nara, 630-8122, Japan Tel: +81(742)30-3880 Fax: +81(742)30-3883 Email: info@unwto-ap.org